

SANO 🐾 SANO 🐾 SANO 🐾 SANO

佐野市市民活動補償制度のご案内

SANO 🐾 SANO 🐾 SANO 🐾 SANO

佐野市市民活動補償制度は、佐野市民の皆さんが安心して市民活動を行うことができるよう、公益性のある市民活動中の事故を補償する制度です。

活動の際は、無理のない計画をもとに、事故が起こらないよう十分にご配慮いただきますよう、お願いします。



佐野ブランドキャラクター
さのまる©佐野市

制度の特徴

■保険料は不要です。

佐野市が保険会社と契約し、保険料を負担しています。

■事前の加入手続きは不要です。事故が起きた際は手続きが必要となりますので、万一来に備え、団体の活動計画や活動者の名簿等の準備をお願いします（事前の提出は不要です。事故が起きた際にご提出ください）

手続き後、佐野市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

補償の対象者

賠償補償：市内に活動の拠点をおき、活動を行っている市民活動団体及び指導者等

傷害補償：市内に活動の拠点をおき、活動を行っている市民活動団体の指導者等及び運営スタッフ・活動従事者等

※講習等の受講者、イベントや行事等の来場者・参加者・観覧者は対象外です。

※市内に活動拠点を置いている団体で活動する、市外に住む方も対象となります。

補償の対象となる活動

○市民活動団体等が、営利を目的とせず無報酬（交通費、昼食代、燃料代等の実費弁償程度は無報酬とみなします）で行う公益性の認められる活動

○市の行う事業または活動のうち、地域活動に類するもので市民が無報酬で参加する活動

【例】

地域社会活動：町会活動、清掃活動、美化活動、防災活動、公共施設の管理、交通安全、町内会の祭り、スポーツ競技の運営 等

社会福祉活動：高齢者・障がい者等の生活介助、奉仕活動 等

青少年健全育成活動：講演会、音楽会、絵画教室、演劇鑑賞 等

社会教育活動：団体の親睦を目的として行われるスポーツ・レクリエーション等

補償対象から除外される活動

× 政治的・宗教的活動及び特定の思想に基づき組織された団体による活動または特定の思想を目的とする活動（神輿を使用するものを含む）

× 営利を目的とした活動

× 学校、幼稚園又は保育園の児童生徒が当該学校等授業、行事等の教育活動等として実施する、学校等管理下で行う活動（クラブ活動を含む）

× 害虫・害獣駆除のために行う活動（銃火器を使用する活動を含む）

× 海難・山岳救助のために行う活動

× 野焼き又は山焼きを行う活動

× 災害ボランティア活動

× 危険度が高いと認められる活動

（山岳登山、スカイダイビング、チェーンソーを使用した活動など）

× 専ら個人又は同好会等の仲間のために行う活動

× 専らその団体のために行う活動

補償の対象となる事故・補償金額

賠償責任事故	活動中に活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったなどの結果、法律上の賠償責任を負った場合 ※免責額(自己負担額)なし	
	賠償責任事故の種類	限度額
	他人の生命又は身体に損害を与えた場合	1人につき1億円 1事故につき3億円
	他人の財物に損害を与えた場合	1事故につき5,000万円
	他人から預かっている財物又は管理を委託されている財物に損害を与えた場合	1事故につき300万円
傷害事故	活動中に発生した急激かつ偶然な外来事故や、活動のための往復(通常の経路)中の事故によって、活動者が死亡・負傷した場合	
	傷害事故の種類	限度額
	傷害事故の日から起算して180日以内に死亡した場合	1人につき300万円
	傷害事故の日から起算して180日以内に後遺障がいが生じた場合	1人につき9万円以上 300万円以下
	傷害事故により、日常生活又は業務の遂行に係る身体機能に障がいが生じ、かつ入院して医師の治療を受けた場合	1人1日につき3,000円(傷害事故の日から180日が限度)
	上段の入院に関する補償が適用され、かつ、その傷害の治療のために手術を受けた場合	上段の入院に関する補償の日額に、手術の種類に応じて保険約款で定める率を乗じて得た額
傷害事故により、日常生活又は業務の遂行に係る身体機能に障がいが生じ、かつ通院して医師の治療を受けた場合	1人1日につき2,000円(通院した治療日数に応じて傷害事故の日から180日までの間において、90日を限度)	

補償の対象から除外される事故（主なもの）

【賠償責任事故・傷害事故 共通】

- × 戦争・暴動・政治的社会的騒じょう
- × 地震・噴火・洪水などの自然災害
- × 保険契約者・被保険者またはこれらの代理人の故意
- × 施設の建築・修繕・模様替等の工事により生じた損害

【賠償責任事故】

- × 被保険者と同居の親族に対して生じた損害
- × 参加者の一時預かり品の紛失、き損、汚損などの賠償責任
- × 被保険者が占有・使用または管理する車両または動物に起因する事故

【傷害事故】

- × 補償対象者の自傷行為、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による場合
- × 補償対象者の脳の疾患その他の疾病、心神喪失、特定感染症による場合
- × むちうち症や腰痛症で医学的所見のないもの

事故が起きたとき

1) 事故の報告

速やかに市民生活課までご連絡ください。事故の状況をお伺いし、補償の対象となるかどうかを確認します。

事故の状況をはっきりさせるため、**対物事故の場合は必ず写真を撮ってください。**

2) 事故報告書の提出（原則、事故が起きてから30日以内）

必要な書類を作成して、市民生活課へご提出ください。

3) 請求書の提出（補償の対象となった場合）

補償金の請求に必要な書類を添付して、市民生活課へご提出ください。

※事故報告書や補償金の請求書と一緒に必要な添付書類等は、事故の内容によって異なりますので、その都度ご案内いたします。

※事故の状況により、補償金等の支払い事案に該当しない場合もあります。詳細については、お問い合わせください。

<問い合わせ先>

佐野市役所 市民生活課 市民活動促進係

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

電話：0283-20-3014 ファックス：0283-20-3046

メールアドレス shiminseikatu@city.sano.lg.jp